

議 案 第 6 号

松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の制定について

松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例を別紙のように定める。

平成22年6月18日提出

松戸市長 川 井 敏 久

提 案 理 由

住民基本台帳カードの多目的利用により、民間事業者が設置する専用端末機による証明書の交付及び子育て支援事業に係るサービスを提供するため。

松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の4第8項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用目的、利用手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 法第30条の4第8項に規定する住民基本台帳カードの利用目的は、次の各号に掲げるサービスを提供することとする。

- (1) 規則で定める証明書の交付を受けるサービス
- (2) 規則で定める子育て支援事業に係るサービス

(利用者)

第3条 この条例に基づき、前条各号に掲げるサービスを利用できる者は、市長が交付する住民基本台帳カードを有する者とする。

(利用手続)

第4条 住民基本台帳カードを利用して第2条各号に掲げるサービスを受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、当該サービスの利用申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合には、規則で定めるところにより、当該申請に係るサービスに必要な情報をその者の住民基本台帳カードに記録するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 市長は、第2条各号に掲げるサービスを提供するに当たって、住民基本台帳カードに記録された個人情報及びこれらのサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(松戸市印鑑条例の一部改正)

2 松戸市印鑑条例（昭和61年松戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、住民基本台帳カード（松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年松戸市条例第号）第4条第2項の規定により、証明書の交付を受けるサービスに必要な情報を記録したものに限る。）を使用して、本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する専用の端末機に必要な事項を自ら入力することにより、証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。